

# 高島市長期財政計画

【令和7年度～16年度】

令和8年2月改訂



高島市

# 目 次

1	長期財政計画の基本事項	1
(1)	計画策定の趣旨	
(2)	現状と課題	
(3)	計画期間	
(4)	対象会計	
(5)	推計方法	
(6)	各項目の推計方法	
2	計画期間における財政見通し	4
(1)	「1-(6) 各項目の推計方法」をもとに推計した今後の財政見通し	
(2)	財政調整基金の年度末残高	
(3)	計画期間中の財政運営の主な取組み	
(4)	「2-(3) 計画期間中の財政運営の主な取組み」を踏まえた今後の財政見通し	
3	計画項目の分析	7
(1)	市税	
(2)	地方交付税	
(3)	人件費	
(4)	扶助費	
(5)	物件費	
(6)	維持補修費	
(7)	補助費等	
(8)	普通建設事業費	
(9)	地方債の発行と償還	
(10)	地方債残高	
(11)	基金残高	
4	健全化判断比率	18
5	財政運営の健全性確保のために	19

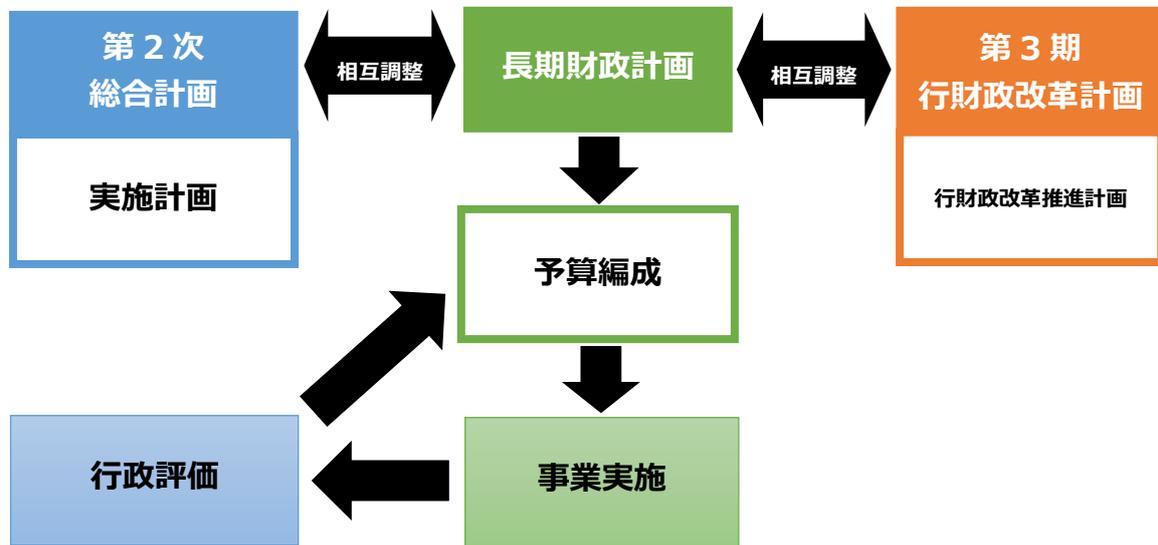
# 1 長期財政計画の基本事項

## (1) 計画策定の趣旨

この計画は、将来の財政見通しを可能な限り明らかにし、限られた財源の重点的かつ効果的な運用を図り、長期的な展望に立って、将来に責任が持てる持続可能な高島市の実現に向けて健全な財政運営を行うための指針とするものです。

長期財政計画は本市の市政運営の最上位計画となる第2次総合計画の実現に向け、第3期行財政改革計画と相互に整合を図りながら、国の地方財政計画や地方税制改正などを可能な範囲で見込んで策定しています。

なお、本計画策定後の制度改正等の対応については、動向を注視しながら情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。



## (2) 現状と課題

本市の令和6年度決算は経常収支比率が<sup>\*1</sup>96.7%となり、前年比で0.5%上昇しており、全国市町村平均（93.8%）や滋賀県内市町平均（92.5%）を上回っています。

一方で、健全化判断比率においては、将来負担比率は令和5年度決算に引き続き数値なし<sup>\*2</sup>（-）、実質公債費比率は<sup>\*3</sup>6.7%となり、前年比で0.8%減少し、年々改善しているものの、全国市町村平均（5.6%）や滋賀県内市町平均（4.1%）を上回っている状況です。

恒常的な収支の不足に対しては財政調整基金を取り崩して財政運営を行っている中、新ごみ処理施設整備やマキノ地域小学校統合施設整備という大規模事業が予定されていることに加えて、県内で最も多くの公共施設を抱える本市にとって、現状のままでその老朽化対策に係る財源を確保することは極めて困難な状況となっています。そのため、保有量の縮減等により将来コストを削減し、将来にわたって必要となる施設を適正に維持更新していただくことが必要となっています。

\*1 経常収支比率：税金や交付金などの一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示し、この数値が高いと義務的経費以外に使える財源に余裕がないことになります。

\*2 将来負担比率：一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。（出資法人等に係るものも含む）

\*3 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

# 1 長期財政計画の基本事項

## (3) 計画期間

計画の期間は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とします。

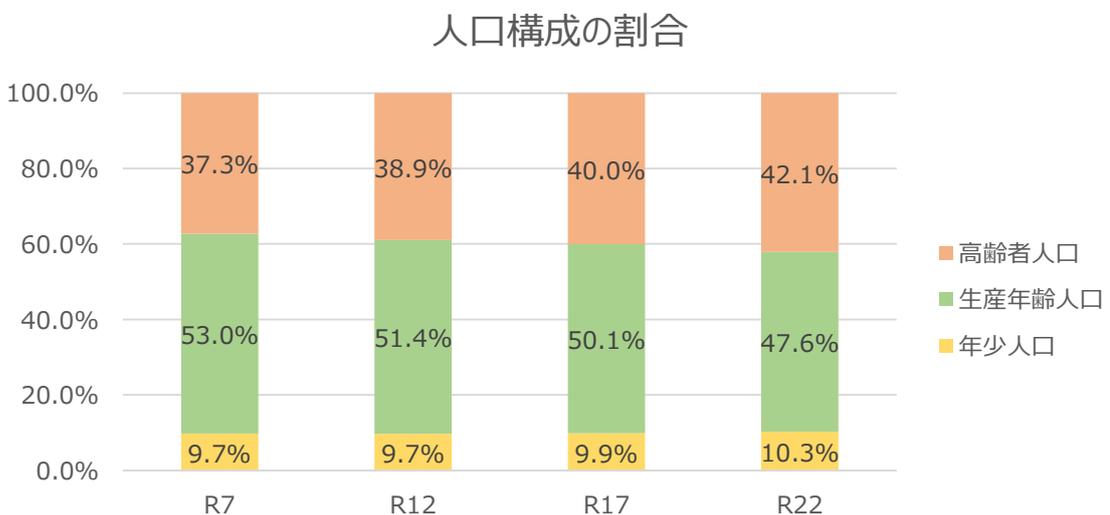
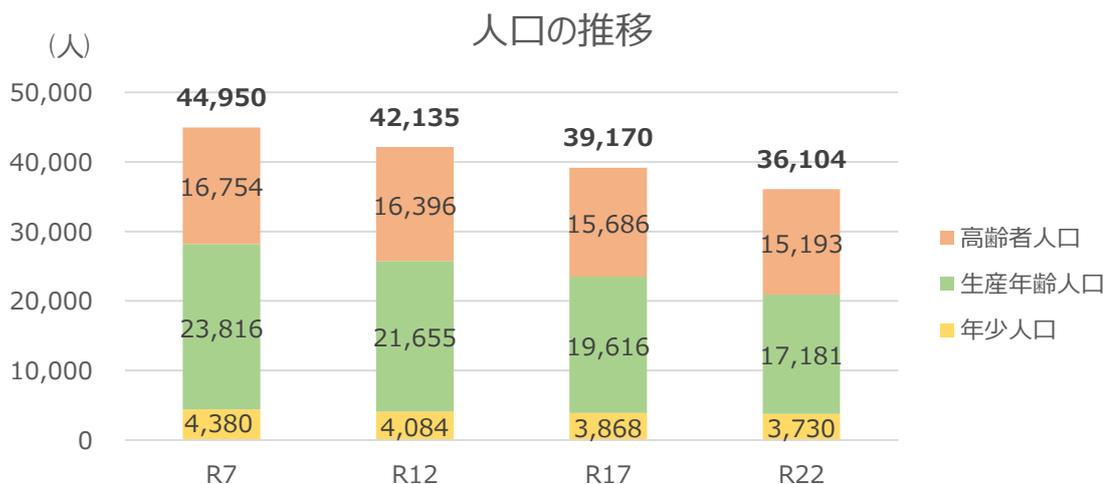
## (4) 対象会計

対象とする会計は一般会計（普通会計）とします。

## (5) 推計方法

事業費推計は、令和 6 年度決算および令和 7 年度決算見込みをベースに改訂します。また、令和 16 年度までの間に新規に実施する見込みの事業についても対象としています。

人口推計については、「第 3 期高島市総合戦略 人口ビジョン（将来の人口展望）」に基づき推計しており、令和 17 年には、人口は 4 万人を下回り、高齢化率は 40%を超え、生産人口は約 50%となる見込みです。



# 1 長期財政計画の基本事項

## (6) 各項目の推計方法

項目		推計方法	
歳入	地方税	市民税	人口ビジョンを基に納税義務者を推計し算出
		固定資産税	地価下落率と評価替えの状況等により算出
		その他	過去から現在に至る状況等を勘案し算出
	譲与税等	譲与税交付金	過去から現在に至る状況等を勘案し算出
		地方交付税	普通交付税：過去の推移を基本に、地方債借入額を勘案し推計 特別交付税：過去の推移を基本に推計
	国県支出金	現行制度が継続するものとして歳出の積み上げから推計	
地方債	普通建設事業費の一般財源分について、可能な限り交付税措置の有利な地方債を選択して算出		
歳出	人件費	退職・採用等を勘案し推計	
	扶助費	人口ビジョンを基に算出した各事業の積み上げにより推計	
	公債費	各地方債の条件に基づき元利償還金を算出 ・今後発行予定のものについては、以下を除き、10年（据え置き1年）、年利1.9%の条件で算出 ・令和8年度以降は新ごみ処理施設整備、マキノ地域小学校統合施設整備および小中学校大規模改造事業については、20年（据え置き3年）、年利2.7%の条件で算出	
	物件費	過去の状況を勘案し推計	
	維持補修費	過去の状況を勘案し推計	
	補助費等	過去の状況を勘案し推計	
	普通建設事業費	新ごみ処理施設整備、マキノ地域小学校統合施設整備等の主な事業を除き、通常分は、R8~10年度は15億円、R11~16年度は10億円で推計	
	繰出金等	各会計の事業費見込みから推計	
	積立金	過去の実績および財政見通しを勘案して推計	

## 2 計画期間における財政見通し

### \*4 長期財政見通し (R7~R16)

#### (1) 「1-(6) 各項目の推計方法」をもとに推計した今後の財政見通し

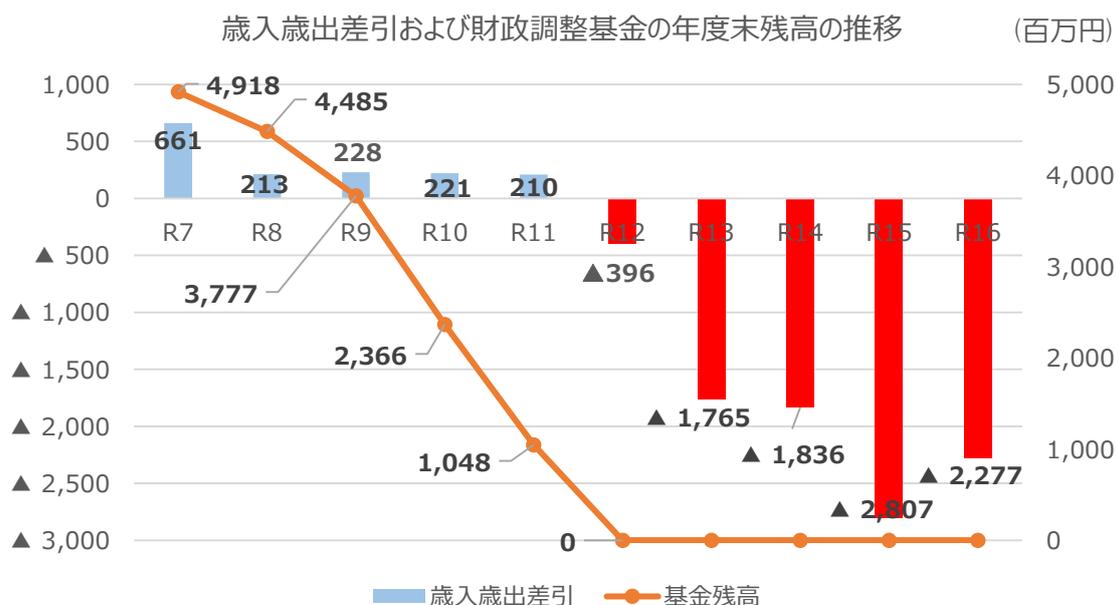
(百万円)

	R7 (決算見込)	R8 (決算見込)	R9 (決算見込)	R10 (決算見込)	R11 (決算見込)	R12 (決算見込)	R13 (決算見込)	R14 (決算見込)	R15 (決算見込)	R16 (決算見込)
歳入合計	37,691	31,614	37,318	37,930	39,334	32,863	33,277	29,953	29,839	29,214
歳出合計	37,030	31,401	37,090	37,709	39,124	33,260	35,042	31,788	32,646	31,491
歳入歳出差引	661	213	228	221	210	▲ 396	▲ 1,765	▲ 1,836	▲ 2,807	▲ 2,277

#### (2) 財政調整基金の年度末残高

(百万円)

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
4,918	4,485	3,777	2,366	1,048	0	0	0	0	0



#### 【収支不足】

恒常的な収支の不足に対しては、財政調整基金を取り崩して財政運営を行っていますが、現状のまま、取組みを何もしなければ、令和 12 年度末には財政調整基金残高がゼロとなり、収支不足となる見込みです。

収支不足がさらに深刻化し、財政健全化法に基づく実質赤字比率が一定の基準を超えると早期健全化団体や財政再生団体と判定されることになります。

- ◆ 早期健全化団体 (自主的な改善努力による財政健全化)
- ◆ 財政再生団体 (国等の関与による確実な再生) ※P18「健全化判断比率」参照



\*4 長期財政見通し：作成時点で市の置かれている状況を基に、10 年間の変動要素や予見される可能性を考慮して作成することで、将来的に市の財政がどのように推移していくのかを見ることが出来る政策判断のツールとして重要な役割を担います。

\*5 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

## 2 計画期間における財政見通し

### (3) 計画期間中の財政運営の主な取組み

#### ① 人件費の抑制

事業見直しや公共施設等の再編等を推進することで、人件費総額を抑制します。

【削減目標】・令和9年度から毎年度 ▲25百万円

#### ② 物件費の抑制

公共施設の再編のほか、各事務事業については、その必要性や効果を検証し、徹底した見直しを行うことにより、物件費を抑制します。

【削減目標】・[通常分の見直し] 令和9年度から毎年度 2.0%削減  
・[公共施設の再編による削減] 毎年度 ▲50百万円

#### ③ 維持補修費の抑制

公共施設の再編により維持補修費を削減します。

【削減目標】・令和9年度から毎年度 2.0%削減

#### ④ 補助費等の抑制

補助金の公益上の必要性や効果等を、全庁的に検証・見直しを行い、補助費等を削減します。

【削減目標】・令和9年度から毎年度 2.0%削減

また、事業会計（水道事業、下水道事業、病院事業）については、人件費や物価高騰等の影響により、いずれの経営においても厳しい状況が予想され、経営の安定を図るための経営戦略の見直しを行っていく必要があります。

#### ⑤ 投資的経費の抑制と平準化

計画期間内には、新ごみ処理施設整備やマキノ地域小学校統合施設整備という大規模事業が予定されていますが、その他の投資的経費については、緊急性および必要性を精査し、毎年度の投資額を抑制するとともに平準化を図ります。また、交付税措置が有利な緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策債が令和12年度まで延長されたことから、必要性が認められる事業については発行可能期間内に実施します。

#### ⑥ 基金の活用

財政調整基金は、不測の事態の財政需要に備えるため、一定額を確保します。

地方債償還のピークは令和9年度を見込んでおり、多額の償還が必要となる令和8年度から令和10年度に財源として減債基金を活用します。

新ごみ処理施設やマキノ地域小学校統合施設整備という大規模事業については、これまで積み立ててきた、公共施設整備基金や教育施設整備基金を活用します。

## 2 計画期間における財政見通し

### (4) 「2-(3) 計画期間中の財政運営の主な取組み」を踏まえた今後の財政見通し

歳入	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	(決算見込)									
市税	6,077	6,226	6,085	6,145	6,169	6,060	6,135	6,206	6,140	6,190
県税交付金等	2,217	2,276	2,276	2,276	2,276	2,276	2,276	2,276	2,276	2,276
地方交付税	11,724	11,536	11,559	11,412	11,155	11,109	11,053	10,958	10,873	10,659
国・県支出金	7,862	6,024	8,194	8,449	9,804	6,909	7,899	6,317	6,284	6,448
負担金・使用料等	356	367	368	368	368	368	368	368	368	368
寄附金	500	600	600	600	600	600	600	600	600	600
繰入金	3,281	1,958	2,384	3,179	2,441	2,224	2,366	1,628	2,418	1,367
繰越金	1,236	661	263	217	206	247	223	244	244	245
その他諸収入	503	491	488	499	504	508	508	508	508	508
地方債	3,935	1,475	4,652	4,074	4,897	1,976	2,402	1,221	1,202	828
歳入合計	37,691	31,614	36,868	37,219	38,419	32,277	33,830	30,327	30,913	29,489

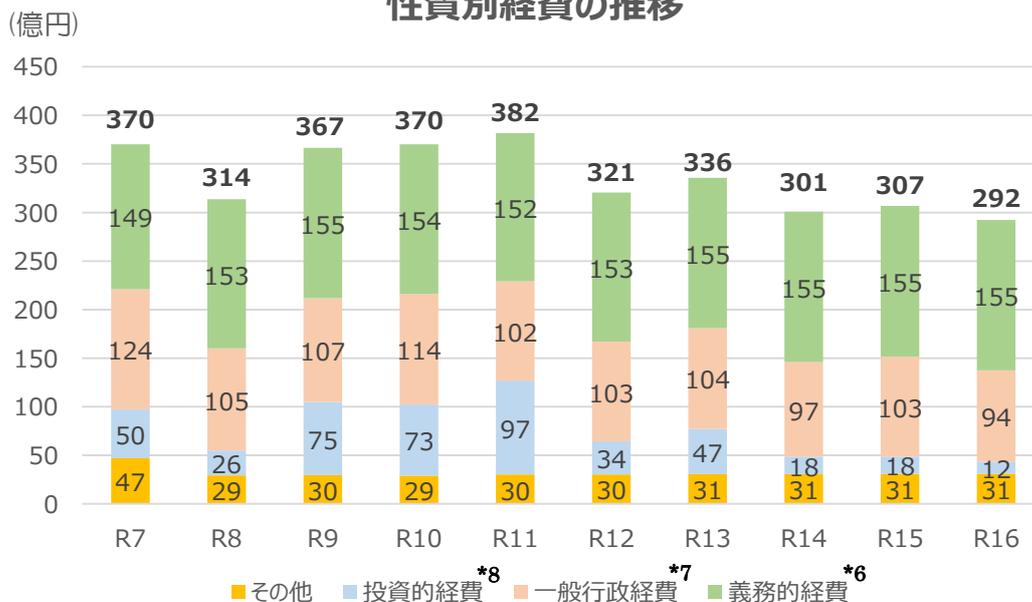
(百万円)

歳出	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	(決算見込)									
人件費	6,074	6,361	6,351	6,422	6,370	6,432	6,447	6,408	6,317	6,416
扶助費	5,282	5,231	5,266	5,316	5,415	5,457	5,572	5,691	5,820	5,953
公債費	3,563	3,749	3,860	3,676	3,455	3,459	3,471	3,391	3,364	3,136
物件費	6,142	4,872	4,796	5,592	4,528	4,564	4,679	4,085	4,677	3,822
維持補修費	199	201	196	192	188	184	181	177	174	170
補助費等	6,031	5,429	5,700	5,580	5,507	5,521	5,497	5,464	5,432	5,400
普通建設事業費	5,039	2,576	7,506	7,336	9,684	3,395	4,680	1,796	1,790	1,246
繰出金等	1,924	1,571	1,607	1,629	1,654	1,673	1,687	1,699	1,723	1,730
積立金	2,776	1,361	1,370	1,270	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
歳出合計	37,030	31,351	36,651	37,013	38,172	32,054	33,585	30,082	30,668	29,243

(百万円)

歳入歳出差引	661	263	217	206	247	223	244	244	245	247
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

### 性質別経費の推移



\*6 義務的経費：市の歳出の中で、支出が義務付けられた経費のことで、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。

\*7 一般行政経費：各種施策の推進に要する経費を始め、施設の管理運営に要する経費等要請事務に要する経費のことで、物件費、維持補修費、補助費等がこれにあたります。

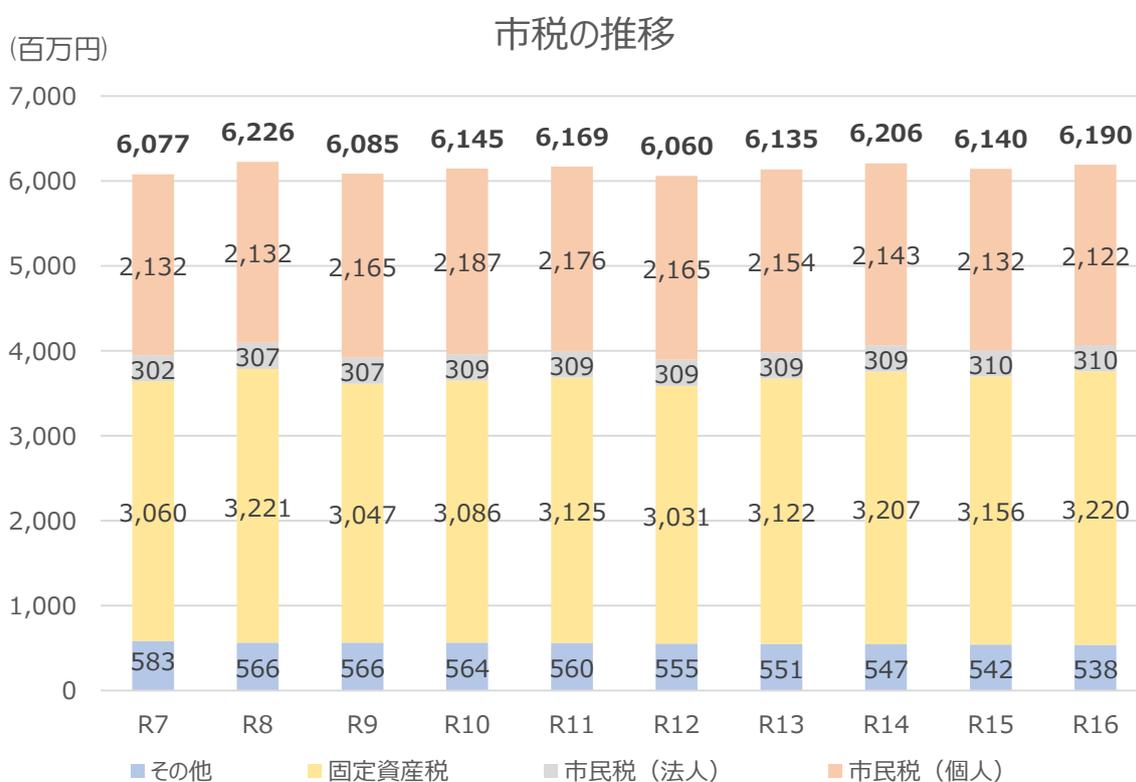
\*8 投資的経費：道路、施設などの建設や大規模改修など社会資本の整備に要する経費のことで、普通建設事業費や災害復旧事業費がこれにあたります。

### 3 計画項目の分析（収入）

#### (1) 市税

自治体財政の経常的な財源の中心は地方税と地方交付税であり、どちらも景気の影響を受けて変動します。特に、地方税の市民税は景気の状態に左右され、給与所得や年金所得の影響により令和10年度にかけて増収が見込まれます。その後は、人口減少による減収見込みとなっています。

固定資産税は、令和6年10月に開業したりゾートホテル分の増加や令和13年度以降は産業用地開発事業分の増加が見込まれますが、家屋の評価替え（R9,R12,R15）の年は下落する見込みです。



#### 計画期間中の取組み

##### （行財政改革計画 持続可能な財政基盤の構築 歳入確保策の積極的な導入）

公債権、私債権の徴収事務に携わる関係各課の庁内連携体制の強化等により、市税および税外徴収金の収納率を向上させます。

##### （企業誘致による固定資産税等の増加）

マキノ町西浜の産業用地開発事業については、令和12年度の分譲開始に向けて、滋賀県と連携しながら事業を推進していきます。

\*9 地方税：地方税は、その用途については何ら制限されことなく自由に使用できる「普通税」と、その税収入が特定の目的のために使用されなければならない「目的税」とに分類することができます。市町村が徴収する普通税としては、市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などがあり、目的税としては入湯税などがあります。

### 3 計画項目の分析（収入）

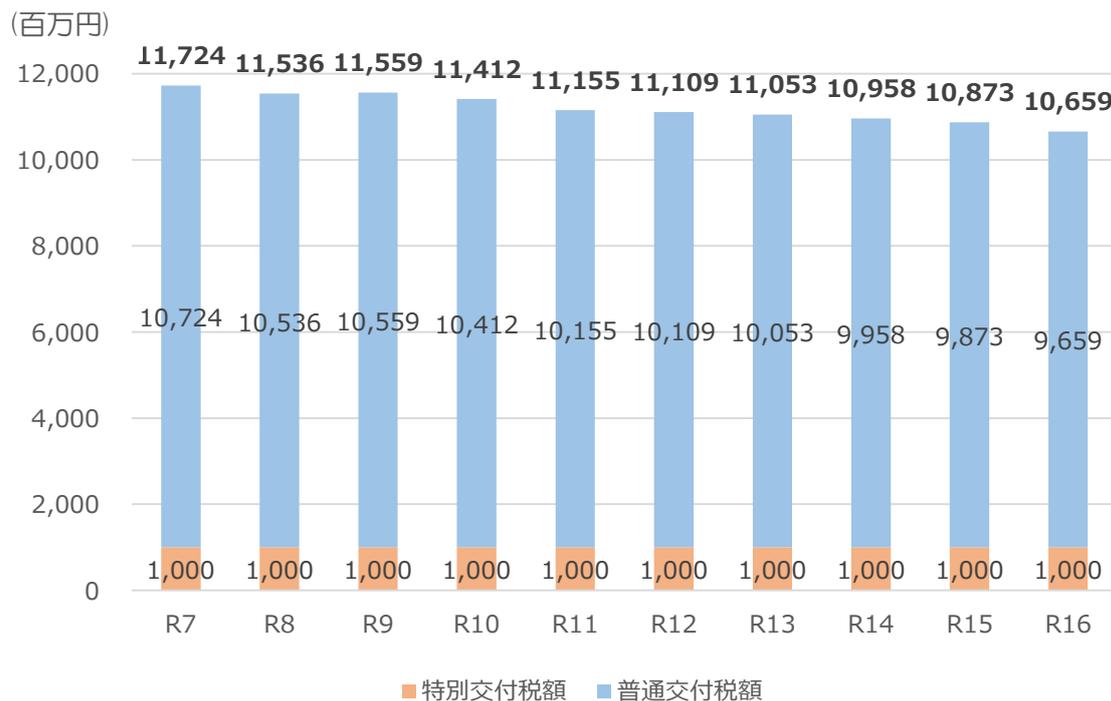
#### (2) 地方交付税

令和7年度において、長期化している物価高騰による影響や人事院勧告を踏まえた職員給与等  
人件費の増加に伴い必要となる財源については、国の補正予算により、地方交付税は、当初見込みより  
も増額となっています。また、令和8年度の国の地方財政対策において、地方団体が、様々な行政課  
題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和  
7年度を上回る額を確保されること、また社会保障にかかる需要見込みの増加等に対する補正係数も  
あることから、今後も一定水準で確保されることが見込まれます。

一方で、地方債の元利償還額の算入額が有利な合併特例事業債の発行が令和6年度で終了  
し、元利償還額が減少していくことによって、令和10年度以降は普通交付税の額も減少する見込みで  
す。

また、特別交付税については、これまでの実績から、毎年度10億円を見込んでいます。

地方交付税の推移



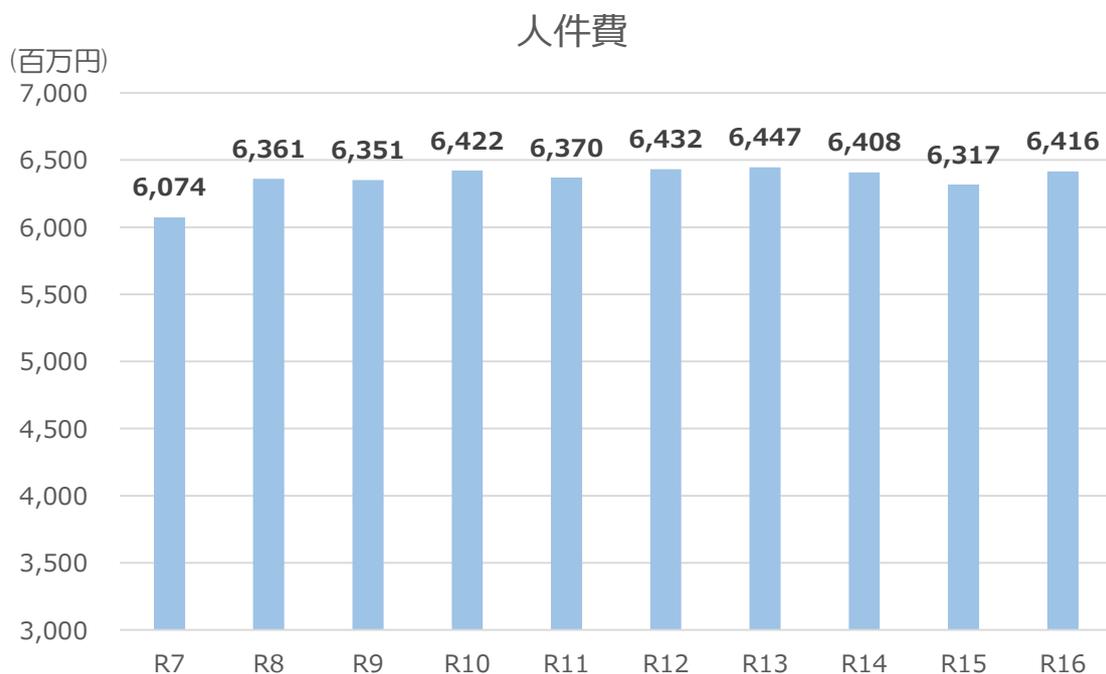
8 \*10 地方交付税：全国的に見ると地域によって地方税の収入額に差があることから、標準的な行政を行うための支出に比べ地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差を埋めるため、国が一旦集めてから交付される税をいいます。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合が地方交付税の総額となります。

### 3 計画項目の分析（義務的経費）

#### (3) 人件費

多様化する市民ニーズに応えるため、計画的な職員採用、事務事業の見直し、外部委託の推進等により適正な人員配置を行い、人件費を管理していくことが大切です。

令和5年度から定年延長が段階的に実施されており、また、令和7年度から地域手当の支給が始まり、さらには人件費の上昇により、増加傾向にあります。こうした中で、行財政改革を強力に進め、事務事業の見直しを徹底することにより職員数の適正化に取り組み、人件費の総額の抑制に努める必要があります。



#### 計画期間中の取組み

##### （行財政改革計画 改革の推進方針 時代に合わせた行政サービスの提供）

改革の担い手である職員の専門性や自己啓発意欲を高めることにより、複雑化・高度化する行政需要に柔軟かつ自律的に対応できる職員の育成を図ります。

##### （人件費総額の抑制）

事業見直しや公共施設等の再編等を推進することで、人件費総額を抑制します。

【削減目標】 ・令和9年度から毎年度 ▲25百万円

\*11 人件費：人件費に属するものとしては、議員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金、退職手当組合負担金などがあります。

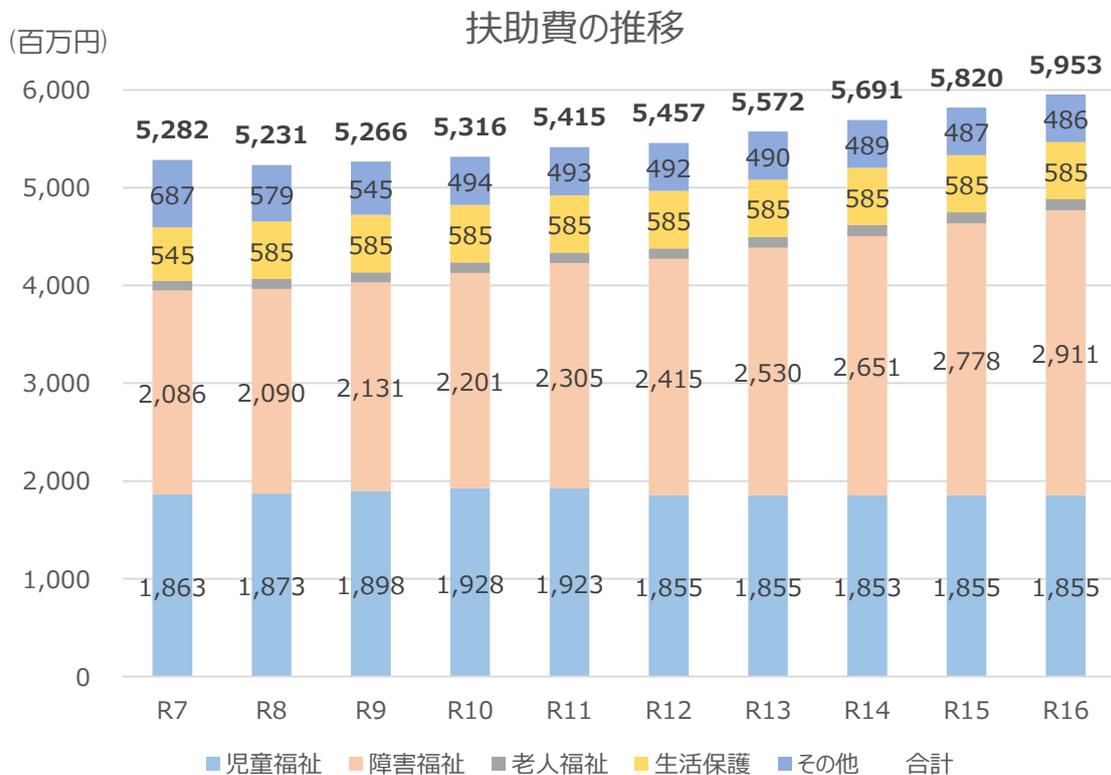
### 3 計画項目の分析（義務的経費）

#### (4) 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種法令に基づき、障がい者、高齢者、生活困窮者、児童等に対し、その生活維持するため支出する扶助費は、人口構成等様々な要因により変化します。

特に高齢化率が高い本市においては、複雑化・多様化する社会保障ニーズの高まりとあいまって、今後も増加が見込まれます。特に、障害福祉費はこれまでの状況から年間約5%の伸びが見込まれます。

伸び続ける扶助費の抑制とすべての世代の方が健康でいきいき暮らせる地域をつくるため、本市では様々な健康・福祉施策を展開しており、これらの施策を展開することにより、最後のセーフティネットである生活保護費と健康寿命を延ばすことによる老人福祉費の現状維持を目標とします。



#### 計画期間中の取組み

最後のセーフティネットである生活保護制度に至ることなく、生活再建につながる支援のための取組みを進めます。また、健康寿命を延ばす取組みを進め、健康でいきいき暮らせる地域をつくります。

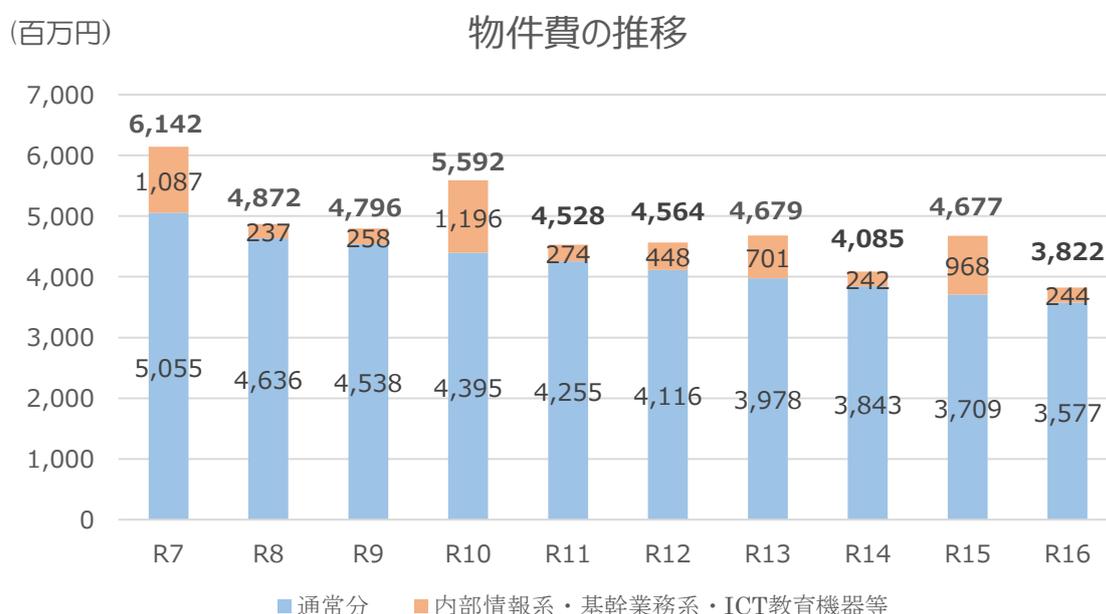


### 3 計画項目の分析（一般行政経費）

#### (5) 物件費

長期化する物価高騰等の影響により、光熱水費や委託料等の物件費は年々増加傾向にあります。令和7年度は、基幹業務系システム機器等更新事業（地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化）や ICT 教育機器整備事業（小中学校の児童生徒用タブレット端末の更新）などの大きな事業があり、総額が大きくなっています。本計画期間中においても、令和10年度および令和15年度には内部情報系システム機器等更新事業が、令和13年度には ICT 教育機器整備事業等が予定されています。

物件費については、事務事業の見直しを徹底することによる削減とあわせて、公共施設の再編による削減を進めていく必要があります。



#### 計画期間中の取組み

公共施設の再編のほか、各事務事業については、その必要性や効果を検証し、徹底した見直しを行うことにより、物件費を抑制します。

【削減目標】 ・[通常分の見直し] 令和9年度から毎年度 2.0%削減

・[公共施設の再編による削減] 毎年度 ▲50 百万円

#### (公共施設等総合管理計画 マネジメント推進方向)

将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設の公共施設等への市民ニーズの量や質の変化を捉え、必要となる施設を将来にわたり維持します。

① 次世代に継承可能な施設保有（保有量の縮減）

令和7～16年度 20%削減（△72,000 m<sup>2</sup>） ※平成26年度比

② 将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）

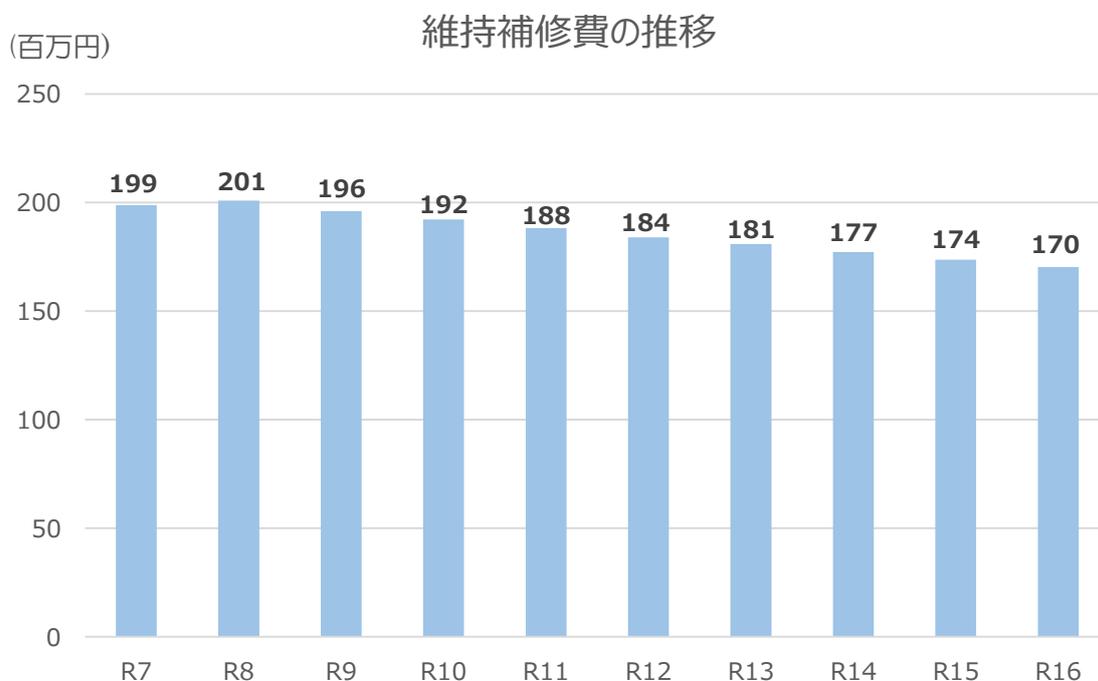
### 3 計画項目の分析（一般行政経費）

#### (6) 維持補修費

市が保有する多くの公共施設については、地方公会計から得られる数値を用いた有形固定資産減価償却率<sup>\*13</sup>で67.6%であり、県内市町平均（61.5%）と比較しても老朽化が進んでいます。

これに伴い、高額な維持補修費<sup>\*14</sup>が毎年、必要となりますが、維持補修に関する経費については、基本的に国・県の補助金や地方債を借り入れて事業費に充てることができないことから、そのすべてを一般財源で賄う必要があります。

このことから、本市では令和6年度に第2期高島市公共施設再編計画を策定し、適正規模となるように令和16年度までの面積削減目標を20%と設定しています。譲渡・廃止、集約化・複合化により、維持補修費の低減を図ります。



#### 計画期間中の取組み

公共施設の再編により維持補修費を削減します。

【削減目標】・令和9年度から毎年度 2.0%削減

\*13 有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合です。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示し、施設等の老朽化が進んでいると判断できます。

\*14 維持補修費：建設した公共施設等を維持するために必要となる修繕費などの経費です。施設の増改築などにより、建物の形状・構造を変えてしまう経費は含まれません。

### 3 計画項目の分析（一般行政経費）

#### (7) 補助費等

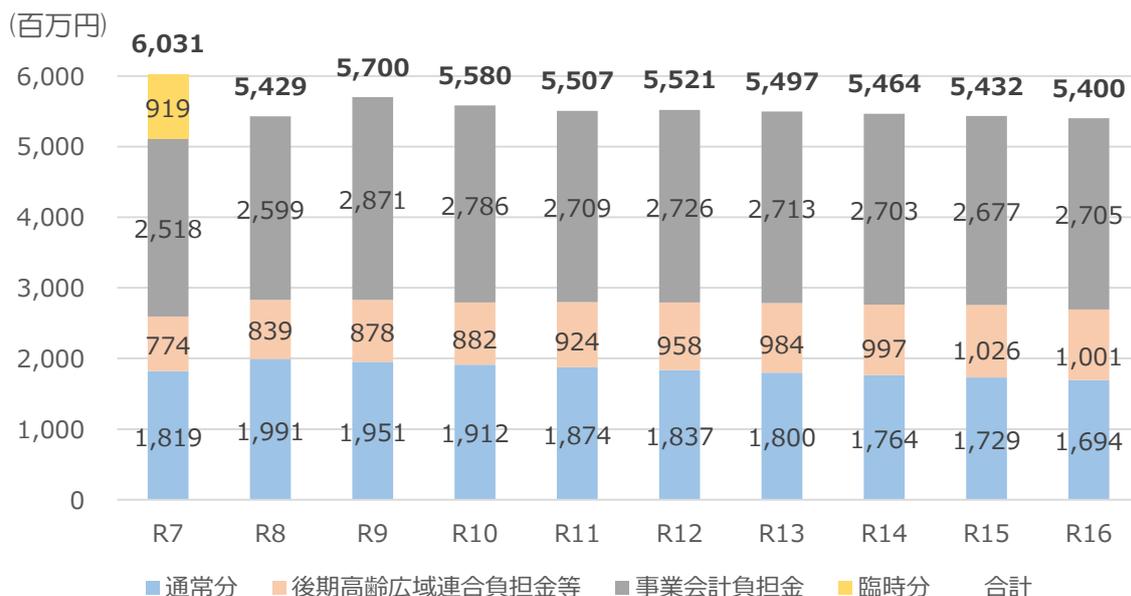
補助費等については、令和7年度は物価高騰対策支援事業や低所得者支援給付金給付事業等があったため、総額が大きくなっています。

各種補助金や助成金については、年々増加傾向にあり、効果が薄いものや役割を終えたものは見直しを行い、抑制する必要があります。

事業会計（水道事業、下水道事業、病院事業）については、人件費や物価高騰等の影響により、いずれの経営においても厳しい状況が予想され、経営の安定を図るための経営戦略の見直しを行う必要があります。

特に、病院事業においては、公立病院の経営危機は全国的な問題となっています。まずは、病院事業において経営体質の改善を図っていくことは当然のことですが、市民病院は地域医療の拠点であり、今後においても地域医療の安定的な確保のため、これまで繰出金は基準内を基本としていましたが、基準外についてもあわせて検討していく必要があります。

補助費等の推移



#### 計画期間中の取組み

- ・補助金の公益上の必要性や効果等を、全庁的に検証・見直しを行い、補助費等を削減します。  
【削減目標】・令和9年度から毎年度 2.0%削減
- ・事業会計（水道事業、下水道事業、病院事業）については、人件費や物価高騰等の影響により、いずれの経営においても厳しい状況が予想され、経営の安定を図るための経営戦略の見直しを行います。
- ・病院事業会計における基準外繰出金の検討を行います。

### 3 計画項目の分析（投資的経費）

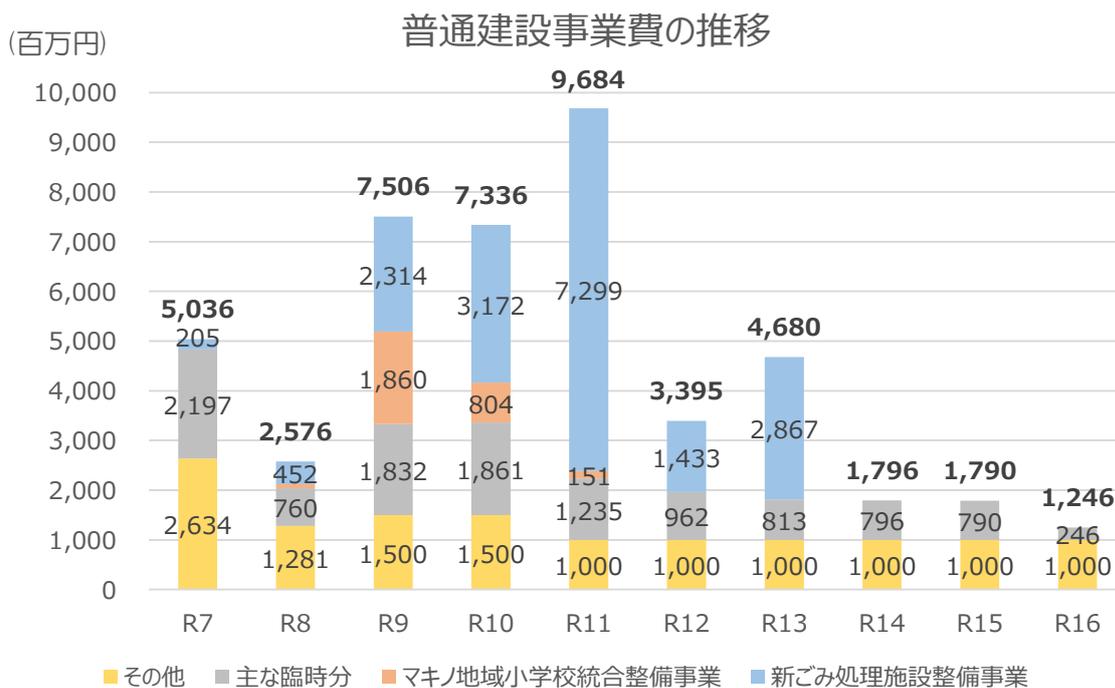
#### (8) 普通建設事業費

市が保有する多くの公共施設は老朽化が進み、維持補修費が年々増嵩していることから、公共施設再編への取組みを進めるとともに、長寿命化に向けた計画的な改修を実施していく必要があります。

計画期間中には、新ごみ処理施設整備事業やマキノ地域小学校統合施設整備事業の大規模事業があり、令和9年度から令和11年度にかけて普通建設事業費は大きく増加します。<sup>\*15</sup>

また、市民生活に必要な道路や橋梁といった都市整備部が担当するインフラ整備のために必要な経費については、継続的に一定水準で確保していかなければなりません。

これまでは、交付税措置の有利な合併特例債を活用し、必要な施設改修等を発行期限である令和6年度までに集中して実施してきました。令和7年度以降は、緊急性および必要性を精査し、毎年度の投資額を抑制するとともに平準化を図ります。また、交付税措置が有利な緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策債が令和12年度まで延長されたことから、必要性が認められる事業については発行可能期間内に実施します。



#### 計画期間中の主な普通建設事業

事業名	実施予定期間	備考
新ごみ処理施設整備事業	R7~R13	R11 ごみ焼却施設、R14 リサイクル施設 稼働予定
マキノ地域小学校統合施設整備事業	R7~R11	小学校統合施設整備事業、中学校統合改修事業
小・中学校大規模改造事業	R7~R16	小・中学校長寿命化改良工事
私立保育園等施設設備補助事業	R7~R16	私立こども園大規模改修
公立保育園等施設維持補修事業	R7~R9	マキノ西こども園改修工事、高島こども園改修工事
道路新設改良事業	R7~R16	弘川深清水線ほか
河川新設改良事業	R7~R16	オオカミ川、田井川ラバーダムほか
消防施設整備事業	R7~R16	消防デジタル無線整備、消防車、救急車ほか

\*15 普通建設事業費：道路、公民館、学校、庁舎等の施設の新増設等の建設事業のための経費です。普通建設事業費は、地域社会の発展のためには、もっとも効果的な事業であり、いわゆる社会資本の形成となるものです。

### 3 計画項目の分析（負債）

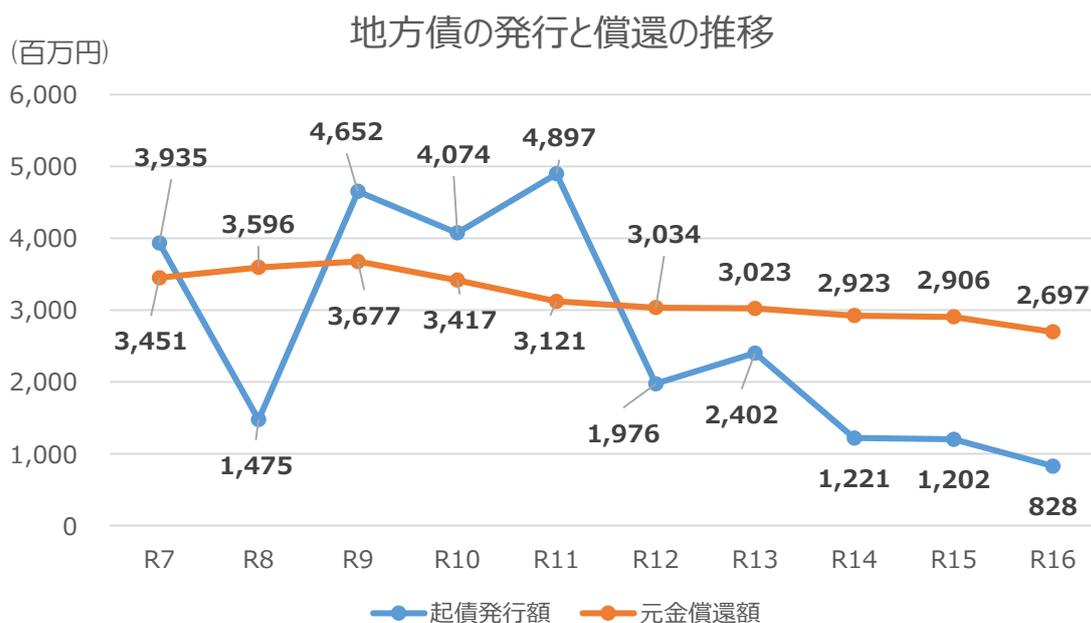
#### (9) 地方債の発行と償還

<sup>\*16</sup>  
地方債の発行については、将来的に市の財政を悪化させることのないよう、交付税算入率の高いものを選択しながら慎重に借入れを行っています。

しかし、交付税算入率の有利な合併特例事業債の発行期限が令和6年度までであったことから、公共施設等の長寿命化改修工事を前倒して集中的に実施してきたため、令和7年度にかけて地方債の発行が増加しました。（令和7年度は令和6年度からの繰越事業による増）。

また、令和9年度から令和11年度にかけては、新ごみ処理施設およびマキノ地域小学校統合施設整備という大規模な建設事業が予定されており、多額の一般財源が必要となることから、その財源に対しては地方債の発行および基金の繰入を予定しています。

地方債の償還については、市役所本庁舎の増築整備で発行した地方債の償還により令和9年度までは増加が続きますが、その後は徐々に減少していく見込みです。一方で、合併特例事業債の発行期限を迎えたことから交付税算入割合も減少するため一般財源の負担は増加していきます。



#### 計画期間中の取組み

世代間の公平性を勘案しながら、地方債を発行することで将来負担の軽減を図ります。

地方債の発行にあたっては、緊急性および必要性を精査し、毎年度の投資額を抑制するとともに平準化を図ります。また、交付税措置の有利な緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策債が令和12年度まで延長されたことから、必要性が認められる事業については発行可能期間内に実施します。

\*16 地方債：地方公共団体が財政上必要とする資金を外部（政府資金・地方銀行等）から調達することによって負担する債務（借金）をいいます。

### 3 計画項目の分析（負債）

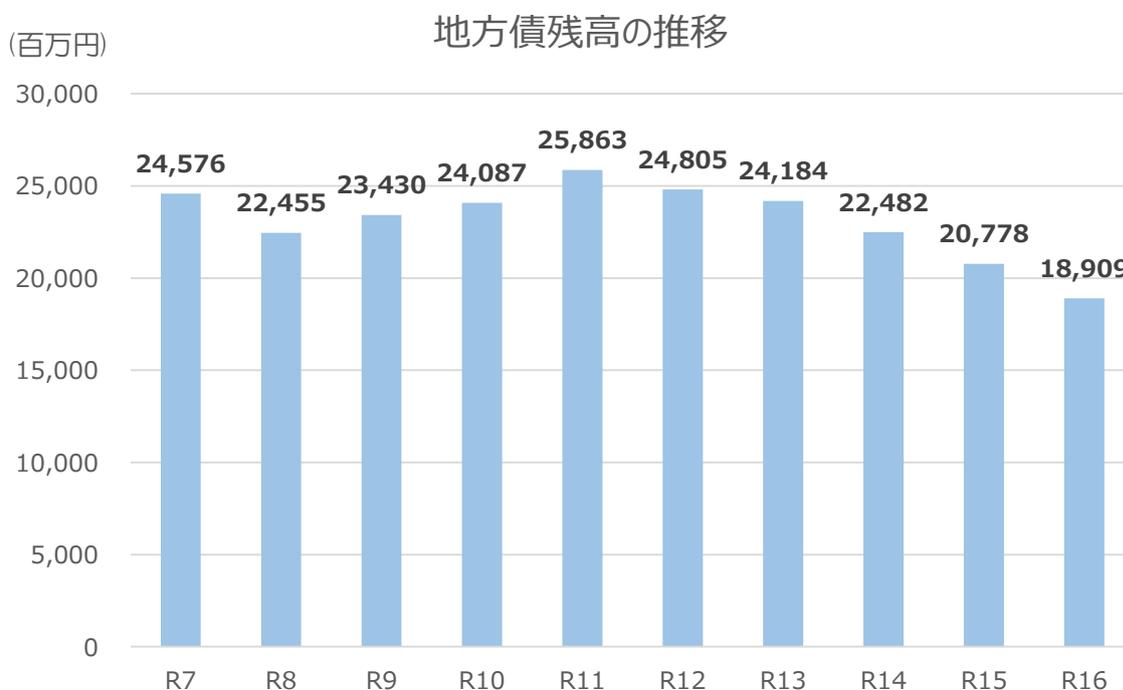
#### (10) 地方債残高

\*17

令和7年度末の地方債残高は総額で約245億8千万円を見込んでいます。

これまで、令和6年度で発行期限を迎えた合併特例事業債や過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債など交付税措置の有利な地方債を積極的に活用し、行政サービスの均衡を図りながら緊急度の高い普通建設事業を集中的に実施してきました。

また、令和9年度から令和11年度にかけては、新ごみ処理施設およびマキノ地域小学校統合施設整備に係る地方債の借り入れにより増加するものの、令和12年度以降、地方債残高は減少していく見込みです。



#### 計画期間中の取組み

地方債の借り入れをできる限り平準化し、財政規模に見合った行政運営に努めます。

\*17 地方債残高：これまでに借入を行った地方債の元金の残高を指し、地方債残高が大きいかは返済に必要な元利償還金（公債費）が多いことを意味します。公債費の割合が高いと歳出構造が硬直化し、行政サービスの実施に影響を及ぼすこととなります。

### 3 計画項目の分析（資産）

#### (1) 基金残高

\*18

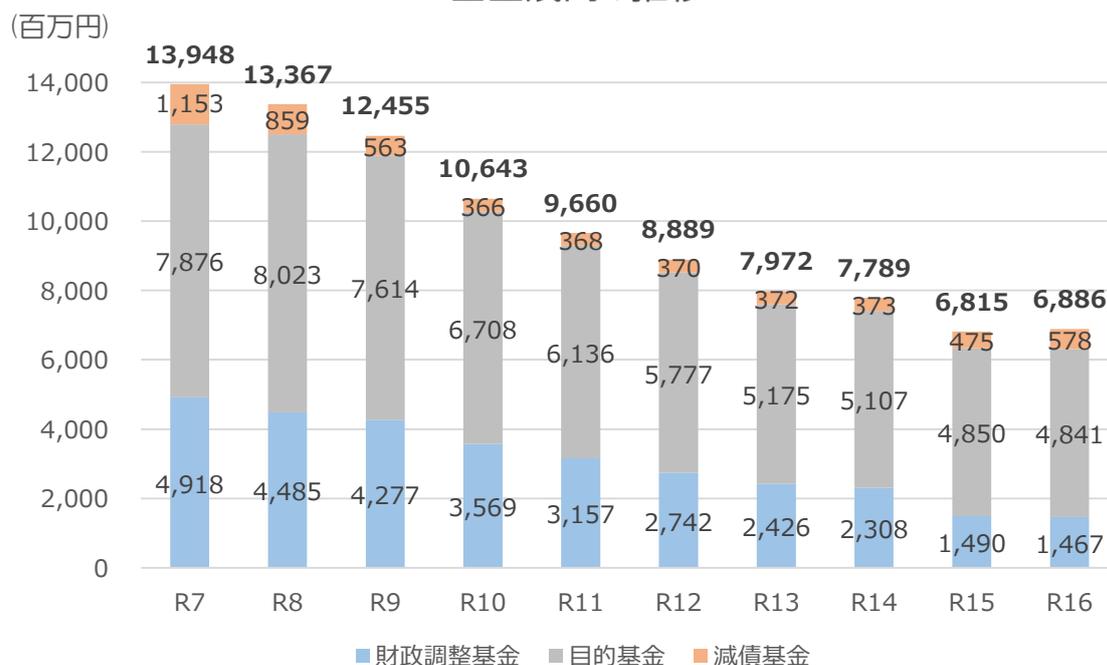
計画期間中の各年度における財源の不足分は主に財政調整基金から繰り入れることを見込んでいます。令和7年度末の基金残高は約49億2千万円の見込みですが、令和16年度末には約14億7千万円まで減少する見込みです。

目的基金においては、まちづくり活動の支援等を目的とする地域活性化基金は、公共交通の維持やまちづくり交付金、新たな住民自治協議会交付金の財源に充てています。

新ごみ処理施設およびマキノ地域小学校統合施設整備の整備をはじめ、老朽化施設の改修等が見込まれることから、公共施設整備基金や教育施設整備基金からの繰り入れを行う予定です。

これらのことから、今後、基金残高は減少していくことが見込まれますが、一定残高を確保するために更なる行財政改革に取り組み、適切な基金を確保して後年度の投資的経費や災害等不測の事態に備える必要があります。

基金残高の推移



#### 計画期間中の取組み

財政調整基金は、不測の事態の財政需要に備えるため、一定額を確保します。

地方債償還のピークは令和9年度を見込んでおり、多額の償還が必要となる令和8年度から令和10年度に財源として減債基金を活用します。

新ごみ処理施設やマキノ地域小学校統合施設整備という大規模事業については、これまで積み立ててきた、公共施設整備基金や教育施設整備基金を活用します。

\*18 基金：目的を達成するために、積立や運用を行う資金または財産のこと。基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされています。

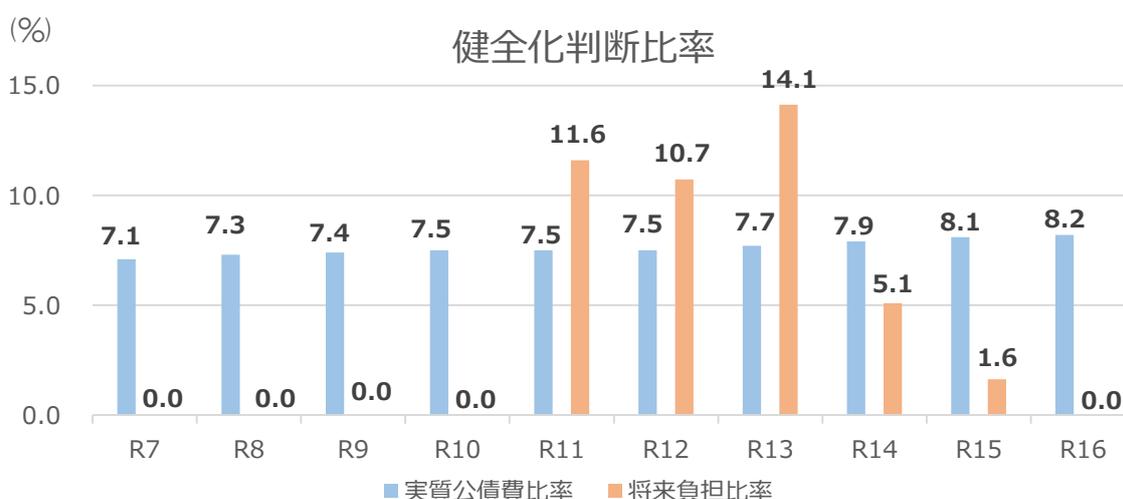
## 4 健全化判断比率

財政健全化法に基づく健全化判断比率は、いずれも国が定める基準を下回る見込みです。

実質公債費比率は、市税や普通交付税等の一般財源のうち地方債の元利償還金等の割合が年々高くなることから上昇していく見込みです。

将来負担比率は、令和10年度までは「数値なし（－）」となる見込みですが、令和11年度からは新ごみ処理施設およびマキノ地域小学校統合施設整備にかかる地方債借入により上昇し、令和14年度以降は減少していく見込みです。

実質赤字比率および連結実質赤字比率は、収支の赤字が生じていないため「数値なし（－）」となる見込みです。



	早期健全化基準 (自主的な改善努力による財政健全化)	財政再生基準 (国等の関与による確実な再生)
実質赤字比率 *19	12.6%	20.0%
連結実質赤字比率 *20	17.6%	30.0%
実質公債費比率 *21	25.0%	35.0%
将来負担比率 *22	350.0%	なし
基準を超えた場合の対応等	・財政健全化計画の策定、実施状況の公表 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または知事が必要な勧告 等	・財政再生計画の策定 ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告 等

### 計画期間中の取組み

本計画の「2-(3) 計画期間中の財政運営の主な取組み」を着実に進めることにより、財政の健全化に取り組めます。

\*19 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

\*20 連結実質赤字比率：一般会計等だけでなく、事業会などすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

\*21 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

\*22 将来負担比率：一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。（出資法人等に係るものも含む）

## 5 財政運営の健全性確保のために

平成 17 年の高島市発足以降、財政健全化のため行財政改革に取り組み、不要不急の事業見直し等により、財源を捻出して基金積み立てを行うとともに地方債の繰り上げ償還等に取り組んだことにより、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標は大きく改善しました。

しかしながら、今後の見通しとして、令和 6 年度に合併特例事業債が発行期限を迎えたことから地方交付税の減収が見込まれ、支出では、人件費の上昇、物価の高騰、扶助費など義務的経費の増加、公共施設の長寿命化工事をはじめ老朽化している橋梁や道路の維持補修等のインフラ整備、さらには、新ごみ処理施設の整備、マキノ地域小学校統合施設整備事業など、多額の費用が必要となり、これまで積み立てた基金を大きく取り崩さなければ財政運営ができない状況となります。

これらのことから、公共施設再編計画に基づく取組みをはじめとする行財政改革を着実に進めなければ、令和 12 年度末には財政調整基金は底をつき、収支不足となる見込みです。持続可能な自治体運営を行うには、部局間の連携による効率化、さらには官民共創によるまちづくりを推進するとともに、行財政改革のさらなる徹底を図り、一層厳しい事業の取捨選択を行う必要があります。

また、施策推進にあたっては、最小の経費で最大の効果を上げるために、職員一人ひとりが高いコスト意識を持ち、社会情勢の変化に機敏に対応し、地域や市民との役割分担、民間活力等を活かしながら、財政運営の健全性確保を目指します。

# 高 島 市 長 期 財 政 計 画

発 行：滋賀県高島市

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

TEL0740-25-8111

編 集：総務部 行財政管理局 財政課

発行年月：令和8年2月